令和6年度四日市市会計年度任用職員(フルタイム)

多文化共生推進コーディネーター

採用試験要項

を変化がきょうせい ・・日本人も外国人も、お互いの理解を深め、一緒にまちづくりに関わっていこう とすることです。

1 募集職種及び採用予定人数

○募集職種・・・会計年度任用職員(フルタイム)

多文化共生推進コーディネーター

- ◇採用後の主な業務内容
 - ・笹川地区等における多文化共生のための事業の企画、運営
 - ・笹川地区等における外国人世帯への訪問による実態把握
 - ・笹川地区等で関係機関や地域団体が実施する、多文化共生のための事業への 協力、会議などへの参加など
 - ※笹川地区における業務が中心となりますが、笹川地区以外での業務にも従事していただく場合があります
- ○採用予定人数・・・1名
- **2 採用予定日** れいか ねん がつついたち 令和6年10月1日
- 3 業務にあたって
 - ① 採用後、多文化共生に関する研修等を受講していただきます。
 - ② 業務として、地域活動に参加していただきます。
 - ③ 外国人世帯を訪問し、聞き取り調査をしたり、地域活動への参加を呼び掛けたりしていただきます。
 - ④ パソコン (ワード、エクセル等) を使った文書作成などの事務をしていただきます。
 - ⑤ 業務を行ううえで、車での移動が必要です。

- 4 受験資格 次の要件をすべて満たす人が受験できます。
 - ① 昭和39年10月2日以降に生まれた人
 - ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
 - ③外国籍の人は、出入国管理及び難民認定法等に基づく就労可能な在留資格・期間を ゅうする人
 - 4日本人と外国人の共生推進に関心のある人
 - ⑤日本語とポルトガル語の日常会話・簡単な読み書きができる人
 - 6普通自動車運転免許を有する人

5 試験日及び会場

試験日	たいお 6 # 8 月 1 8 日 (日) 9 時~
会場	よっかいちしそうごうかいかん かいだい けんしゅうしつ よっかいちしゃくしょにし 四日市市総合会館7階第3研修室 (四日市市役所西)

6 試験内容

※鉛筆 (B 文 は H B) と消しゴム等の筆記用具を持参すること。筆記試験に辞書の 持ち込みず。

しけんかもく 試験科目	しけんじかん 試験時間	ない ない 内 容
でくぶんしけん作文試験	5 0 分	出題されたテーマについて考えをまとめ、日本語で作文を書きます。日本語の能力と職務に対する理解度をみます。 テーマ:[仮題] 日本人市民と外国人市民が共に地域の活動に参画し、地域社会を支え合っていくために取り組むべきこと
筆記試験	30分	日本語とポルトガル語の能力をみるための記述試験を行います。
道性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について そくてい 測定するクレペリン検査を行います。
がんせっしけん面接試験	2 0分	日本語で面接試験を行い、人物及び職務に対する適性などについて総合評価を行います。なお、ポルトガル語での質問もいまである。

7 合格発表

たいか なん がつじょうじゅん よてい 令和6年9月上旬 (予定) *郵便にて本人へ通知

8 受験手続

- ○提出書類
 - ○受験申込書 1部〔市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真

(30×40mm) を申込書、及び受験票に貼り付けること]

がくれましょくれきかん ※学歴・職歴欄については、学部学科名などまで記載し、卒業、中退等を明示してください。

- ◇受験票 1枚[市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼ること]
- ◇封筒(長3) 2通(あて名を明記し、84円切手を貼ること)

*受験票、試験結果を送付するときに使用します。

- ○提出先

よっかいちし しみんせいかつぶ しみんせいかつかたぶんかきょうせいすいしんしつ 四日市市 市民生活部 市民生活課多文化共生推進室

○受付期間

**動送の場合は、対筒に「受験申込書在中」と失書きしてください。持参の場合の受け付けは、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

9 試験結果の提供

この試験に不合格になった人のうち希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- ① 期間 こうかくはっぴょう で 合格発表日から1か月間
- ②場所 四首市市市民生活部市民生活課多文化共生推進室

10 受験についての問い合わせ先

はっかいちし しみんせいかつぶ しみんせいかつかたぶん かきょうせいけいしんしつ 四日市市 市民生活部 市民生活課多文化共生推進室

(電話) 059-354-8114

きんむじょうけん勤務条件

- (1) 初任給 185,680円(金額は地域手当(10%)を含む)
 - ☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限ります)
 ☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分。ただし、採用初年度については異なります。)、設職手当などが支給されます。
 - みんかんきゅうよ どうこう おう かいてい ☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
 - よっかいちししばいか しょにんきゅう しょうかく しょうきゅうとう きじゅん かん きそく かいせい ばあい ☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。
- (2) 勤務場所 四日市市笹川六丁目 2 9 1 四日市市多文化共生サロン
- (3) 勤務時間等

1 週 あたり 38.75時間、原則として祝日、年末年始を除く月~土曜日の午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分。(週 5 日のシフト勤務。地域行事等、休日出勤や時間外勤務あり。)

(4) 休暇

年次青鷺緑株館が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。その他、結婚休館、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

(5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。 (令和7年3月31日) (勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和9年3月31日まで。) (その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。なお、62歳を超えての選考による再度の任用はありません。)

《参考》 地方公務員法第16条(欠格条項)

- 1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を惑わるまで艾はその執行を受けることがなくなるまでの署
- 2. 当該地方公共団体において懲戒党職の処券を受け、当該処券の首から2年を 経過しない署
- 3. 人事委員会党は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに 規定する第を犯し刑に処せられた署
- 4. 日本国憲法施行の自以後において、日本国憲法芝はその苄に茂立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した著